

電力・ガス取引監視等委員会における中期方針（2024 年度～2026 年度）のフォローアップ  
（案）

2025 年 4 月

電力・ガス取引監視等委員会事務局

2024 年 6 月に策定した電力・ガス取引監視等委員会における中期方針（2024 年度～2026 年度）（以下「中期方針」という。）についてフォローアップを行い、中期方針に基づき実施した 2024 年度を取組及び現段階における 2025 年度以降を取組について、以下のとおり、とりまとめる。

- ① 組織における専門性の強化を目指す
  - イ) 外部人材なども含めた更なる人員増強
  - ロ) 関係機関との人事交流の検討促進
  - ハ) 諸外国の規制機関の状況なども参考としつつ、電取委の機能強化方針の策定と当該方針の遂行

<2024 年度を取組>

小売事業、ネットワーク事業、電力市場等に対する監視機能を強化するため、エネルギー会社のコンプライアンス担当の経験等がある弁護士、エネルギー分野における監査経験等がある公認会計士、データ分析やシステム開発の経験が長い DX 人材等の専門的知識を有する人材を新規採用した。また、2025 年 4 月 1 日以降の採用を見据えて採用活動を実施した。

将来的な人事交流の可能性について、関係機関と意見交換を実施した。

欧米のエネルギー規制機関を取組も参考としつつ、2024 年 6 月に、電力・ガス取引監視等委員会における機能強化方針を策定し、当該方針の下、組織の専門性の強化に向けた取組を進めた。

<2025 年度以降を取組>

組織の専門性を強化するための外部人材を引き続き確保する。また、関係機関との人事交流に関する意見交換、機能強化方針に基づく着実な取組、電力・ガス取引監視等委員会事務局（以下「事務局」という。）の新規着任者や経済産業局電力・ガス取引監視室の職員の専門性強化につながる研修や実地トレーニングを進める。

32

33

34

35

36

- ② 電力・ガスの小売事業に関する監視・審査方法の強化（改善）及び効率化を目指す  
イ）リスクチェックなどを通じた小売電気事業者の営業実態の更なる精査と、個別事  
案などを踏まえた適切な監視方法の見直し  
ロ）電気料金・ガス料金に対する需要家保護の強化（小売事業に係る問い合わせ情報  
等の DX、事業者が需要家に真に伝えるべき情報内容の再精査など）

37

#### <2024 年度の取組>

38

39

40

41

42

43

44

2020 年度冬期における電力市場価格の高騰等に伴い、小売電気事業者による事業の休  
止・廃止が増加し、需要家保護や社会的負担の抑制が課題となったことを踏まえ、小売電気  
事業の事業開始後において、事業運営の状況をセルフチェックするきっかけとするよう「リ  
スク管理体制の運用状況」及び「資金の概況」を国に定期報告する仕組み（リスクチェッ  
ク）に関する建議を経済産業大臣に対して行った。セルフチェックの実効性を高めるため  
に、国が報告内容のモニタリングを行うに当たり、効果的・効率的にモニタリングを実施で  
きるよう、報告様式の DX 化に向けたシステム開発を実施した。

45

46

47

48

また、小売電気事業者・ガス小売事業者の提供するサービスや料金メニューの多様化が進  
んだことを踏まえ、小売電気事業者による国への定期報告の効率化や、効果的な監視を行う  
観点等から、報告内容の改善について、2024 年 7 月に、経済産業大臣に対して建議を行っ  
た。

49

50

51

52

53

54

55

56

電力・ガス取引監視等委員会のホームページで公表している消費者向け Q&A の再精査を  
行ったほか、電気・ガスの契約を行う際に注意すべきポイント等を定期的に情報発信すると  
ともに、消費者向け情報発信のページを整備した。また、消費者からの問合せに速やかに対  
応するべくチャットボット（2025 年度運用開始）の開発を行った。さらに、小売電気事業  
者又はガス小売事業者が自社のホームページで適切に情報提供を行っているかについて、継  
続的に確認を行った。加えて、消費者庁や国民生活センターと連名で、電気やガスの契約の  
際に気を付けるポイントについて、四半期に一度のペースでそれぞれのウェブページや X  
（旧 Twitter）での情報発信をするとともに、関係する消費者団体に情報提供した。

57

58

#### <2025 年度以降の取組>

59

60

61

62

小売電気事業者・ガス小売事業者からの定期報告に関して、DX 化を進め、提出者の負担  
軽減と監視の効率化を行っていく。また、2024 年度における電気関係報告規則及びガス関  
係報告規則の改正により、追加や変更のあった報告内容について、効果的に監視に用いるこ  
とができるよう、監視の高度化に継続的に取り組む。

63

2025 年 4 月から、消費者からの問合せに対応するチャットボットの運用を開始した。

電気料金・ガス料金に対する需要家保護の強化について、2024 年度の取組に引き続き、  
検討・推進していく。

③ -(1)卸電力市場の監視機能の強化（改善）及び効率化を目指す

イ) 各市場・相対の取引状況に応じた監視業務の恒常的な精緻化、市場間取引に係る監視強化（市場状況に応じたモニタリング項目等の適時見直し、MOU に基づく提供データの活用促進など）

ロ) JEPX など市場運営者の監視機能・体制の強化

ハ) 流動性のある先渡・先物市場の形成促進

ニ) 同時市場の議論を踏まえた効率的な監視体制の在り方の検証

<2024 年度の取組>

電力市場監視システムの機能改修、Power BI の導入、弁護士等の専門的知識を有する人材の採用等による卸取引市場に対する監視の強化等により、例えば、JERA による相場操縦事案に係る詳細な調査を進め、2024 年 11 月に、同社に対する業務改善勧告を行うに至った。また、2024 年 7 - 9 月期以降の四半期モニタリングレポートにおいて、市場状況に応じた報告項目を追加した。さらに、先物取引の拡大を踏まえ、市場間相場操縦の監視を強化するため、日本の電力を先物商品として上場することとなったインターコンチネンタル取引所（ICE）との間で MOU を締結（2024 年 12 月）し、定期的に取り引データを受領し、分析を実施した。

2024 年 5 月に開催した制度設計専門会合において、日本卸電力取引所（JEPX）など市場運営者の監視機能・体制の強化を促した。これを踏まえ、10 月に開催された資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会において、JEPX から、監視室の独立等を含む体制強化方針について表明がなされた。

各種審議会等において、先物市場を活用する上で支障になると指摘されてきたヘッジ会計が適用できないことについて検討を行う「電力先物におけるヘッジ会計適用に向けた検討会」（東京商品取引所及び経産省主催）に参加し、検討に協力した。

同時市場に関する検討会に事務局としてオブザーバー参加し、今後の電力市場制度の設計に関して、電力の適正な取引の確保等の観点から、同時市場における市場供出の考え方といった論点等について検討に協力した。

<2025 年度以降の取組>

電力市場監視システムについて、Power BI とのデータの二重管理を解消するなどの改修

等を行うとともに、高度化の検討を進め、監視業務の精緻化・効率化を図る。また、JERA  
による相場操縦事案については、2024年12月27日から2025年12月26日までの1年間で  
同社の集中改善期間として設定している。同社の再発防止計画が着実に進展するように重点  
的に確認・指導していく。加えて、日本の電力を対象とした先物市場の運営者からMOU  
に基づき受領したデータを活用して、市場間相場操縦に係る監視を進める。また、当該市場  
運営者による上場商品の改訂等の機会に、適時MOUの改訂等を行う。

2024年5月の制度設計専門会合において指摘された事項である、市場運営者の監視業務  
を行う部署の独立性の担保や監視ツールの高度化等に加えて、発電情報公開システム  
(HJKS)や時間前市場等における市場参加者の利便性向上に係る対策も含め、JEPXにお  
ける監視機能・体制強化等に向けた取組を促す。

先物市場の取引が拡大し、その流動性が向上しているため、市場間相場操縦を含む、卸取  
引における不適切な入札の監視の強化に向けて、海外を含む関係機関との協力体制を強化し  
ていく。

引き続き、同時市場に関する検討会に参加し、これまでの市場監視や市場価格に関する制  
度設計の知見を踏まえ、検討に協力する。さらに、市場設計に関する検討の進展状況を踏ま  
えつつ、同時市場における市場監視のあり方について検討を行う。

## (2)卸売取引における内外無差別の適正化を目指す

イ) エネルギー情勢と共に変化する卸売取引の実態を踏まえた、内外無差別な卸売の  
促進 (コミットメント対象の整理など)

ロ) 内外無差別の進捗状況を踏まえての経過措置解除基準の検証

## <2024年度の取組>

2023年度に契約した相対取引に係る内外無差別な卸売等に係るフォローアップを行い、  
北海道エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア、九州エリア及び沖縄エ  
リアについて、現時点で内外無差別な卸売を行っていると評価した。

また、これまでの制度設計専門会合及び制度設計・監視専門会合における議論を整理する  
観点から、2025年3月には、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え  
方」を策定・公表した。さらに、電力システムを取り巻く経済社会環境の変化等を踏まえ  
て、制度設計・監視専門会合において、内外無差別な卸売に係る子会社の対象外電源の考え  
方(2024年12月)及び内外無差別な卸売におけるエリア内限定供給(2025年2月)につい  
て整理した。

電力・ガス基本政策小委員会にオブザーバー参加し、電力システム改革の検証に係る議論  
の中で、解除基準の見直しを含む経過措置料金の在り方の検討に協力した。また、沖縄エリ

アにおける高圧規制料金の解除について、2025 年 2 月の同小委における議論を踏まえ、2025 年 3 月には、電取委においてその解除に係る意見を整理した。

#### ＜2025 年度以降の取組＞

2025 年度上半期に、2024 年度に交渉・締結された卸契約の内外無差別性について、評価方針を基にフォローアップを行い、評価を行う予定である。引き続き、電気事業を取り巻く様々な状況変化に応じて、必要があれば、所要の検討を行った上で評価の考え方を見直していく。

市場の実態を踏まえて、規制料金解除基準の見直しの要否について慎重に検討していく。

- ④ -(1) 電力・ガスにおける託送料金制度の適正性の確保を目指す
- イ) 託送料金制度の精緻化（需要側託送料金の在り方や翌規制期間を見据えたレベニューキャップ制度の見直し、発電側課金制度の転嫁状況のフォローアップなど）
  - ロ) 託送料金の審査機能の強化（更なるデータ整備や第三者機関との連携強化など）
  - ハ) 他団体等との連携を通じた制度広報の強化

#### ＜2024 年度の取組＞

料金制度専門会合において第 1 規制期間初年度である 2023 年度の期中評価、送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおいて事業者の効率化の取組状況等のフォローアップを実施した。

具体的には、第 2 規制期間に向けて、料金制度専門会合において 2023 年度の期中評価において確認された主な課題等（統計査定の精緻化や労務費単価や物価上昇等についてのレベニューキャップ制度上での取り扱い等）の対応を進めた。

また、送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループでは、一般送配電事業者の効率化の取組についてマクロ的検証、ミクロ的検証を実施した。加えて、統計査定に関する課題を検証するため、モデルケース等を用いて各送変配電工事の費用分析を行った。

発電側課金について、発電事業者から小売電気事業者への転嫁に関するアンケート・ヒアリング調査を実施し、その結果、「発電事業者が小売電気事業者に転嫁を実施したくても、小売側が転嫁に応じない」といった事案は確認されなかった。

#### ＜2025 年度以降の取組＞

料金制度専門会合における 2024 年度の期中評価や第 2 規制期間の託送料金審査に向けた統計査定の精緻化の検証等の結果を踏まえ、必要に応じて、レベニューキャップ制度上での取り扱い等について検討する。

送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおいては、効率化計画の取組状況を取

りまとめ、各社のミクロ的検証の横展開の状況確認を実施する。

発電側課金のアンケート・ヒアリング調査により確認された制度運用に関する課題（発電者の課金未払い、制度等の情報周知改善、一般送配電事業者への手続き改善要望）について改善を進めていくとともに、2025 年度のアンケート・ヒアリング調査において引き続き状況の確認を行うこととする。

(2)需給運用に係る監視機能の強化を目指す

イ) 応札状況や対象電源の推移等、需給調整市場の状況を踏まえた監視ルールの見直し

ロ) 需給調整市場監視のデジタル活用による強化と、これに対応するための監視体制の構築

ハ) 同時市場の議論を踏まえた効率的な監視体制の在り方の検証

<2024 年度の取組>

需給調整市場において全商品の取引が開始された 2024 年 4 月以降、制度設計専門会合及び制度設計・監視専門会合において、市場への応札量の増加を促進するとともに事業者の適切な入札を促す観点から、入札価格の価格規律等について議論・検討を実施した。当該会合の議論・整理を踏まえ、2024 年 12 月、起動費事後精算や価格規律の明確化を含む、需給調整市場ガイドラインの改定について経済産業大臣宛ての建議を行い、2025 年 3 月に改定された。

D Xを通じた監視の効率化・高度化の観点から、調整力関連データの集約及び価格分析ツール等を開発した。また、Power BI の活用により、需給調整市場の応札状況等を可視化し、データを共有できる体制を構築した。

同時市場の在り方等に関する検討会に事務局としてオブザーバー参加することで、今後の電力市場制度の設計に関して、電力の適正な取引の確保等の観点から、同時市場における市場供出の考え方といった論点について検討に協力した。

<2025 年度以降の取組>

改定後の需給調整市場ガイドラインに基づき、市場監視に取り組んでいく。また、Power BI による共有対象データの拡充等監視業務においてD Xをさらに進めていく。

2026 年に予定されている全商品前日取引化を見据えた市場の監視体制の在り方等について検討を行う。

また、同時市場の在り方等に関する検討会に参加し、これまでの市場監視や市場価格に関する制度設計の知見を踏まえ、検討に協力する。さらに、市場設計に関する検討の進展状況

を踏まえつつ、同時市場における市場監視の在り方について検討を行う。

- ⑤ 電力・ガスの不正事案に係るフォローアップ等の徹底を目指す
- イ) 不正事案のフォローアップ対応を通じての適正な競争確保策の更なる深掘り
  - ロ) 情報漏えい事案に係る各社の改善計画の進捗状況に関するフォロー、必要に応じた制度改定の検討

#### <2024 年度の取組>

電力カルテル事案について、2023 年 8 月から 1 年間を「集中改善期間」とし、業務改善命令の対象となった各事業者の取組状況について、フォローアップを計 4 回実施した。制度設計・監視専門会合（2024 年 9 月）では、各事業者が提出した業務改善計画に基づき、改善に向けた取組が着実に実施されていることを確認するとともに、各事業者が今後も継続的に改善に取り組む旨のコミットメントを公表したことについて報告し、本事案に係るフォローアップを終了した。

ガス談合事案については、東邦ガス及び中部電力ミライズに対して業務改善命令を行うよう、経済産業大臣に勧告した（2024 年 6 月）。各事業者から改善計画が提出され（2024 年 8 月）、社内ルールや体制整備、研修等の取組が改善計画等に沿ったものになっているかを中心に、取組状況に対する第 1 回フォローアップを実施した。その結果を制度設計・監視専門会合（2025 年 1 月）において報告した。

関西電力送配電等 14 社における情報漏えい事案について、業務改善計画提出後（2023 年 5 月から）1 年間を集中改善期間とし、各事業者の取組状況についてモニタリングを計 4 回実施した。集中改善期間の最後に各社の再発防止に向けた取組状況を採点し、制度設計専門会合（2024 年 6 月）において採点結果を報告・公表した。

東京電力パワーグリッド及び東京電力リニューアブルパワーにおける情報漏えい事案について業務改善計画提出後（2024 年 7 月から）1 年間を集中改善期間とし、内部統制強化等の取組状況についてモニタリングを実施した。

情報漏えい事案を受けて、一般送配電事業者の中立性確保に向けた兼職規制の改正を建議し（2024 年 3 月）、電気事業法施行規則及び「適正な電力取引についての指針」を改正した（2025 年 1 月）。また、一般送配電事業者の体制整備義務の要件の拡充等を目的とし、電気事業法施行規則及び「適正な電力取引についての指針」を改正した（2024 年 4 月）。

#### <2025 年度以降の取組>

ガス談合事案について、2025 年 4 月頃より第 2 回フォローアップを実施し、三線管理の体制や運用状況、外部人材を構成員の過半数に含む組織体による第三者評価の状況を確認す

る予定である。2025 年 8 月頃に第 3 回フォローアップを実施し、取組の効果の確認や経営層による課題認識や継続取組の確認を予定している。それぞれのフォローアップの結果は、制度設計・監視専門会合にて報告予定である。

東京電力パワーグリッド及び東京電力リニューアブルパワーの情報漏えい事案について、集中改善期間の最後に両社の再発防止に向けた取組状況を採点し、制度設計・監視専門会合において報告・公表予定である。

2024 年度に情報漏えい事案のモニタリング対象となった 14 社と北海道電力ネットワーク、北海道電力、東京電力エナジーパートナー、北陸電力を加えた計 18 社については、モニタリングにおいて論点となった点を中心に対処状況を確認予定である。

非公開情報の管理の用に供するシステムの物理分割について各社の進捗状況を確認予定である。

#### ⑥国内関係機関（JEPX、広域など）、諸外国の規制機関との更なる連携強化を目指す

##### <2024 年度取組>

事務局と JEPX の間で定期的に卸電力市場等の動向等について情報共有し、監視・分析機能の連携強化を図っている。

2024 年 7 月以降、事務局・資源エネルギー庁・電力広域的運営推進機関（以下「OCCTO」という。）の三者間で定期的に需給調整市場関連の課題等の共有、連携強化を図っている。

また、OCCTO が主催する、電気の託送料金に関連する広域系統整備計画等の議論に参加するとともに、高経年化設備更新ガイドラインなどに関して情報共有を行っている。

2024 年度は国際エネルギー規制機関連合（ICER）に新たに加盟するとともに、電力セキュリティアドバイザリーボード（ESAB）、エネルギー規制機関による脱炭素加速化イニシアティブ（RETA）、シンガポール国際エネルギーウィーク（SIEW）等の国際会議への参加や、諸外国の規制機関との意見交換を行った。

##### <2025 年度以降取組>

引き続き、JEPX との定期的な情報共有等を通じて、双方の監視・分析機能の連携強化を行う。

また、事務局・資源エネルギー庁・OCCTO の三者間で定期的に情報共有するとともに、広域系統整備計画等の議論への参加、高経年化設備更新ガイドラインなどに関する情報共有を行っていく予定である。

ICER 等の国際連携枠組み等を通じ、諸外国のエネルギー規制機関との連携強化を図る。